

森林整備事業入札説明書

入札者は、下記の事項を承知のうえ、入札に参加すること。

1 入札参加資格について

「森林整備にかかる入札参加者に必要な資格等に関する要綱」に規定する、森林整備の入札等参加資格者名簿に登録されている者であることとする。

2 保証金について

- (1) 入札保証金 公告のとおり
- (2) 契約保証金 公告のとおり

3 前金払および部分払について

- (1) 前金払 公告のとおり
- (2) 部分払 公告のとおり

4 最低制限価格について

公告のとおり

5 落札者の決定方法について

入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けない場合において、相手方となるべき者の申込に係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準を作成し、その基準に満たない場合は、落札者の決定を保留することとする。

6 再度入札について

開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をすることとする。再度入札は、入札を行った者のすべてが立ち合っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては速やかに別に通知する日時において、入札を行うものとする。

7 入札執行回数等について

入札執行回数は、1件につき2回を限度とする。ただし、入札執行者が特に必要と認めるときは、1回に限り延長することができることとする。前述の限度内入札執行回数において落札者がいないときは、随意契約の手続に移ることが出来ることとする。

8 入札の辞退について

- (1) 再度入札に参加しない場合は、その旨入札執行者に申し出て、入札執務室から退出すること。なお、既に投函した入札書は撤回できない。
- (2) 随意契約の手続きに移るときに、随意契約の見積に参加しない場合は、入札執行者に申し出て、入札執務室から退出すること。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札について不利益な取り扱いを受けるものではない。

9 積算内訳書の徴収について

入札参加者は既定の様式により積算内訳書を作成し、入札当日に必ず持参することとする。

10 無効入札について

次のいずれかに該当する場合は入札を無効とする。

(1)規定第102条の規定に該当する入札

- 1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- 2 委任状を提出しない代理人のした入札
- 3 入札者又はその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- 4 談合その他不正の行為があったと認められる入札
- 5 入札保証金を納めない者又は納めた入札保証金の額が不足する者のした入札
- 6 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札
- 7 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- 8 その他入札に関する条件に違反した入札

(2)虚偽の申請を行った者のした入札

11 その他必要事項

- (1) 入札価格が予定価格に比し著しく差のあるときは入札執行を一時中止することがある。この場合には入札執行者の決定するところにより、入札執行の再開・打切りまたは適当な指示を行うことがある。
- (2) 入札当日は積算内訳書を必ず持参すること。
- (3) 落札者は、落札決定の通知を受けたときは、7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。なお、7日以内に提出できないときは、契約の相手方となる資格を失うことがあります。
- (4) この入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。